

社会福祉法人 南少  
児童養護施設南海少年寮

家庭的養護推進計画

社会福祉法人南少 理事長 福井 堅造

児童養護施設南海少年寮 施設長 岡田 優香子

## 1. 施設の現状について

児童養護施設南海少年寮 所在地 高知市仁井田 8 4 5-5  
定員 30 名 経営主体 社会福祉法人南少 理事長 福井 堅造  
職員配置 施設長 1. 事務員 1. 栄養士 1. 調理員 3. 指導員 6 (2)  
保育士 7 (3). 計 19 名 嘱託医 1. ( )内数は日給月給職員  
小規模グループケア 1. ファミリーソーシャルワーカー 1. 個別対応職員 1  
心理担当職員 1  
子育て支援短期利用事業 高知市、土佐市、南国市、いの町と委託契約  
大舎制  
建物の形状 本館 鉄筋コンクリート造 3 階建 昭和 6 0 年 2 月改築  
サポート棟 鉄筋コンクリート造 2 階建 昭和 4 7 年 3 月築  
(遊戯室含む) サポート棟において小規模グループケア実施

### 施設の現状及び家庭的養護に向けての課題

- ※現状の立地条件が津波被害も予想される場所で建物も含めて防災面での配慮が  
いる。
- ※ 小規模化、家庭的養護に向けてハード面(施設整備)の整備は必須条件となっ  
ている。
- ※ ケアの小規模化を進めるにあたり、新たな職員間の連携関係が必要であり、  
職員個々の資質向上も必要である。職員間の意識や、やり方が同じでは小規  
模化をしても対応が難しく職員のスキルアップが必要。(研修、OJT の充実)
- ※ 運営管理面において体制、組織を十分機能していくため、役割分担なども含  
めて確立していく必要がある。
- ※ 地域小規模児童養護施設等の経験がなく施設、法人共にノウハウがなく研究  
の必要がある。
- ※ 資金面と施設整備する場所(移転の検討も含め)など、施設整備に向けてクリ  
アしなくてはならない課題が多いこと。

## 2. 家庭養護推進計画の始期と終期について

定員規模については30名のまま変更せずにその中でグループや小規模化して調整していくこととする。

この計画の始期については、都道府県推進計画の始期に合わせて平成27年度とし、終期は平成36年度の10カ年計画とする。

まず取り組みとして、処遇面での小規模化に対する変更点や移行方法またそれに対する職員のスキルアップなどについて、具体的な計画とそれを実施していくチームとして処遇面検討チームを作り、平成27年度より5カ年程度の計画で移行へ向けての準備を進めていく。また移行の手順についても同時に検討していく。

地域小規模児童養護施設の取り組みについても、この5カ年の計画の中に組み込んで実施できるようにする。

施設整備に関しては、資金計画、場所の確保、処遇面が反映され防災面でも反映される計画を担う、法人・施設からのスタッフで施設整備実行委員会を作り、平成27年度より5カ年程度で施設整備の計画を立てる。また処遇面検討チームと連携し、職員の確保や人員配置に関する計画も行う。

平成32年度頃、施設整備の着工に至れば、処遇面検討チームでハードにあわせた具体的な移行手順や方法を再度検討し、移行後の調整事項などの検討など5カ年程度で更に計画をたてながら取り組みをしていく。

施設整備実行委員会は整備計画の進行状況を把握し、確実な遂行が行われるよう取り組み、処遇面検討チームと連携してスタッフ確保等、移行完了までを計画・実施する。

平成33年度頃に施設整備を完了し、その後3年くらいを調整期間とするような計画とする。(平成33年度頃から本格的な小規模移行の実施を目標に)

### 3. 移行の方法と手順について

まずは資金面、条件のクリアできる場所もしくは土地の確保が優先となるため、施設整備実行委員会で計画、検討し確定させていく。

その後処遇面検討チームと連携し可能な条件内で基本設計を行っていき、同時にそれに応じたスタッフの確保と人員配置を検討する。それらがまとまり次第、業者選定の入札等順次着工へ向けた準備を進めていく。

その中で着工までに地域小規模児童養護施設を1カ所開設させる。処遇面検討チームでも着工までに計画の中で順次小規模化へ向けた処遇の変換と移行の準備をしていき、地域小規模児童養護施設を実施、それにむけたスタッフ養成と処遇検討を行う。

施設整備着工時に仮設住居が必要な場合は借り上げるか、もしくは少し別々になったとしても賃貸で対応するように前もって確保しておく。

仮設の中でも可能であれば処遇を小規模化した対応でできるような検討もしておく。

整備が完了した時点で全小規模化へ完全移行する。また施設整備完了前に児童家庭支援センターの開設準備も取り組み施設整備完了と共に開設できるようにする。

この時に具体的な人員配置やスタッフ確保を行い、スムーズな移行ができるように配慮しておく。

移行後も勤務体制や人員配置などの調整、業務や日課等の調整を行っていき、南海少年寮の家庭的養護や社会的養護を確立していく。

おおまかな流れとして、始期より7年後くらいで施設整備を完了させて、それまでに処遇等の家庭的養護を進めていき、その後調整期間を経て10年後の平成36年度には計画を終了させる。

始期平成27年度から終期平成36年度までの10年計画。

#### 4. 施設の小規模化、地域分散化や家庭的養護の支援を進める具体的な将来像

定員30名はそのまま、その中から取り出して地域小規模児童養護施設を1カ所ないし2カ所運営する。(とりあえず最低1カ所)

できれば同じ中学校区内で津波被害の心配が無いところで賃貸の物件をさがして、本体施設の整備より先行して1カ所を行う。(問題点や処遇面で参考にするため)

本体施設を整備しユニット化して残りの24～18人をすべて小規模グループケアで3～4グループにして調理も各ユニットで行い、調理員3名を直接処遇に組み入れる。またユニット化だけではなく地震や津波などの防災面も配慮した整備を同時に行い、地域の避難所となりうるような整備をする。

本体施設に児童家庭支援センターを併設し、里親支援専門員もおき本体施設や地域小規模と連携しながら地域の家庭支援等の貢献やファミリーホームや里親支援などを積極的に行う。

また地域交流スペースを設け、地域や施設同士の子供たちが交流できるような場所、または地域の人たちも活用してもらえ施設との交流ができるような場所としていく。また職員間が交流情報交換できるサロンのような場所などを併設する。

以上のようなことを実現させ、地域に貢献でき社会のニーズに応えられるような社会福祉施設になれるよう法人、施設共に努力をしていく。

## 5. 職員の確保と人員配置、施設の運営方法について

現状	定員 30 名
運営主体	社会福祉法人南少 理事 6 名、評議員 13 名 施設の意見を吸い上げながら定款に則り、理事会、評議員会で 諮り運営をしていく。
人員配置	施設長 1. 事務 1. 栄養士 1. 調理員 3. 指導員 6. 保育士 7 計 19 名 最低基準(5. 5 : 1 , 4 : 1) 6 人 (2) 家庭支援相談員 1 人 個別対応職員 1 人 小規模グループケア加算 1 人 心理療法担当職員加算 1 人 (1) 小規模施設加算 1 人 定員 35 人以下指導員特別加算 1 人 (1) 学習指導費加算 1 人 (1)
将来像	
定員 30 名	地域小規模児童養護施設 1 (6 人) 本体施設 小規模グループケア 4 グループ(24 人) 児童家庭支援センター 1
運営主体	社会福祉法人南少 理事 6 名、評議員 13 名 施設の意見を吸い上げながら定款に則り、理事会、評議員会で 諮りながら運営をしていく。

※ 職員の確保、人員配置に関しては最低基準の引き上げ(小学生以上 4 : 1, 年少児 3 : 1) 及び小規模グループケア加算がやった数だけ認められることが前提となるため、そのことが確定した時点での始まりとする。  
(移行時期も同様となる。)

## ※ 職員確保と人員配置

施設長 1. 事務 1. 栄養士 1. 指導員 9. 保育士 13.		計 25 名
最低基準 (4 : 1, 3 : 1)		6 人
家庭支援相談員		1 人
個別対応職員		1 人
小規模グループケア加算 (4カ所実施)		4 人
調理員(直接処遇に組み入れ)		3 人
心理療法担当職員		1 人
小規模施設加算		1 人
定員 35 人以下指導員特別加算		1 人 (1)
地域小規模児童養護施設		3 人 (1)
里親支援専門員		1 人
※ 児童家庭支援センター	相談員	2 人 (1)
	心理担当	1 人 (1)

### 人員配置

本体施設 24 人

1 グループ(6 人) 職員 3 人

1, 2 グループ統括 1 人

2 グループ(6 人) 職員 3 人

3 グループ(6 人) 職員 3 人

3, 4 グループ統括 1 人

4 グループ(6 人) 職員 3 人

心理対応職員 1 人、家庭支援相談員 1 人、個別対応職員 1 人

里親支援専門員 1 人

(この 4 人は全グループに関わり、地域小規模児童養護施設のサポートをする。)

必要に応じて管理宿直専門員の配置を検討する。

地域小規模児童養護施設 3 人 (1)

## ※ 運営について

本体施設については全体(24人)を6人ずつで小規模グループケアに分ける。6人×4グループで1グループに担当として3人の職員を配置する。その中で1人、グループのリーダーを置く。その4つに分けたグループのうち2つのグループごとに2グループを統括する統括主任を各1人配置する。統括主任は2つのグループ両方に関わり、グループの処遇の均一や安定を謀れるような役割を担う。また可能であれば宿直管理専門員を配置し宿直体制の充実が図れるような検討をしていき、小規模ケアに対しての職員の勤務形態を見直し改訂をしていく。心理療法担当職員、家庭支援相談員、個別対応職員、里親支援専門員は全グループに関わり主に個別対応職員と家庭支援相談員で全グループの統括とコーディネイト役を担う。またこの4人は地域小規模児童養護施設のサポートと支援も同時に行い本体施設との連携や情報交換ができるようにする。

統括主任とグループ長単位や統括主任、グループ長、家庭支援相談員、個別対応職員、などの単位での連絡会などを定期的に行い連携や情報交換などができやすいようにしていく。施設整備時にそういった連絡会ができたり職員同士が簡単な情報交換ができるサロンのような場所を設け、なるべく風通しの良くまたグループや職員の孤立を防ぐような体制にしていく。

他には児童家庭支援センターを配置し、里親支援専門員も連携して様々な事業の展開や検討に取り組んでいく。また要保護児童対策協議会などとも連動した地域支援なども行っていける体制を作り、本体施設の地域交流などのコーディネイトなどもしていく。(地域交流スペースの確保と実用など)

本体施設、地域小規模児童養護施設、児童家庭支援センターが連携、連動し家庭的で地域への貢献も果たしていけるような体制での運営をしていくこととする。